
みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2次袖ヶ浦市環境基本計画 (案)

(令和2年2月25日時点)

令和2年〇月

袖ヶ浦市

は じ め に

市長写真

目 次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	計画の位置付け	2
第3節	計画の対象範囲	3
第4節	計画期間	4
第5節	計画の構成	5
第2章	環境問題等に対する動向	6
第1節	国際的な動向	6
第2節	国内の動向	6
第3節	袖ヶ浦市の動向	7
第3章	計画の目標	14
第1節	袖ヶ浦市が目指す環境像	14
第2節	基本目標	15
第4章	目標の実現に向けた施策の展開方向	18
第1節	施策展開の基本的な考え方	18
第2節	各分野の施策	22
1	豊かな自然と共生するまち	22
2	快適で安全に生活できるまち	30
3	地球環境を思いやるまち	38
4	環境にやさしい循環型社会を形成するまち	46
5	市民参加による環境保全活動を推進するまち	54
第3節	環境保全のための分野横断的な施策	62
第5章	計画の推進	66
第1節	計画推進の基本的な考え方	66
第2節	計画の推進体制	66
第3節	各主体に求められる役割	68
第4節	計画の進行管理	73
資料編		
1	計画策定の経過	資料編 1
2	計画の策定方針	資料編 3
3	環境に関する市民懇談会における主な意見等	資料編 6
4	関係例規	資料編 7
5	袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査報告書（抜粋）	資料編 12
6	用語集	資料編 15

コラム

①	生物多様性	25
②	特定外来生物	27
③	ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）	39
④	COOL CHOICE	41
⑤	エコドライブ10	43
⑥	気候変動	45
⑦	廃棄物等の適正処理	49
⑧	森林浴の効果	55
⑨	情報ネットワーク	63

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

袖ヶ浦市（以下「本市」という。）では、平成11年（1999年）に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、袖ヶ浦市環境基本計画を平成15年（2003年）に策定しました。

その後、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災に起因する放射性物質等の新たな環境問題への対策の必要性や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年（2013年）に袖ヶ浦市環境基本計画（改訂版）（以下「前計画」という。）を策定しました。

前計画の計画期間は令和4年度までとなっていますが、平成27年（2015年）に採択された持続可能な開発目標（SDGs）や地球温暖化対策の国際的な枠組みを定めたパリ協定、令和元年（2019年）6月に開催されたG20大阪サミット等の国際的な動向、気候変動適応法の施行、第五次環境基本計画、地球温暖化対策計画の策定等の国内の動向や、第三次千葉県環境基本計画の策定等の変化に対応し、先人が残してくれた豊かな自然環境を次世代に継承するとともに、環境に関する諸問題を計画的に解決していくことを目指し、計画の期間を前倒しし、袖ヶ浦市総合計画の策定に合わせ、令和2年度（2020年度）を初年度とする第2次袖ヶ浦市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

第2節 計画の位置付け

本計画は、袖ヶ浦市環境条例第8条の規定に基づいて策定するものであり、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。また、地球温暖化対策の推進に関する法律において、市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するように努めるものとされています。

なお、計画の策定に当たっては、各関係法令や、国・県の環境基本計画、地球温暖化対策計画等を踏まえるとともに、上位計画である袖ヶ浦市総合計画との整合を図っています。

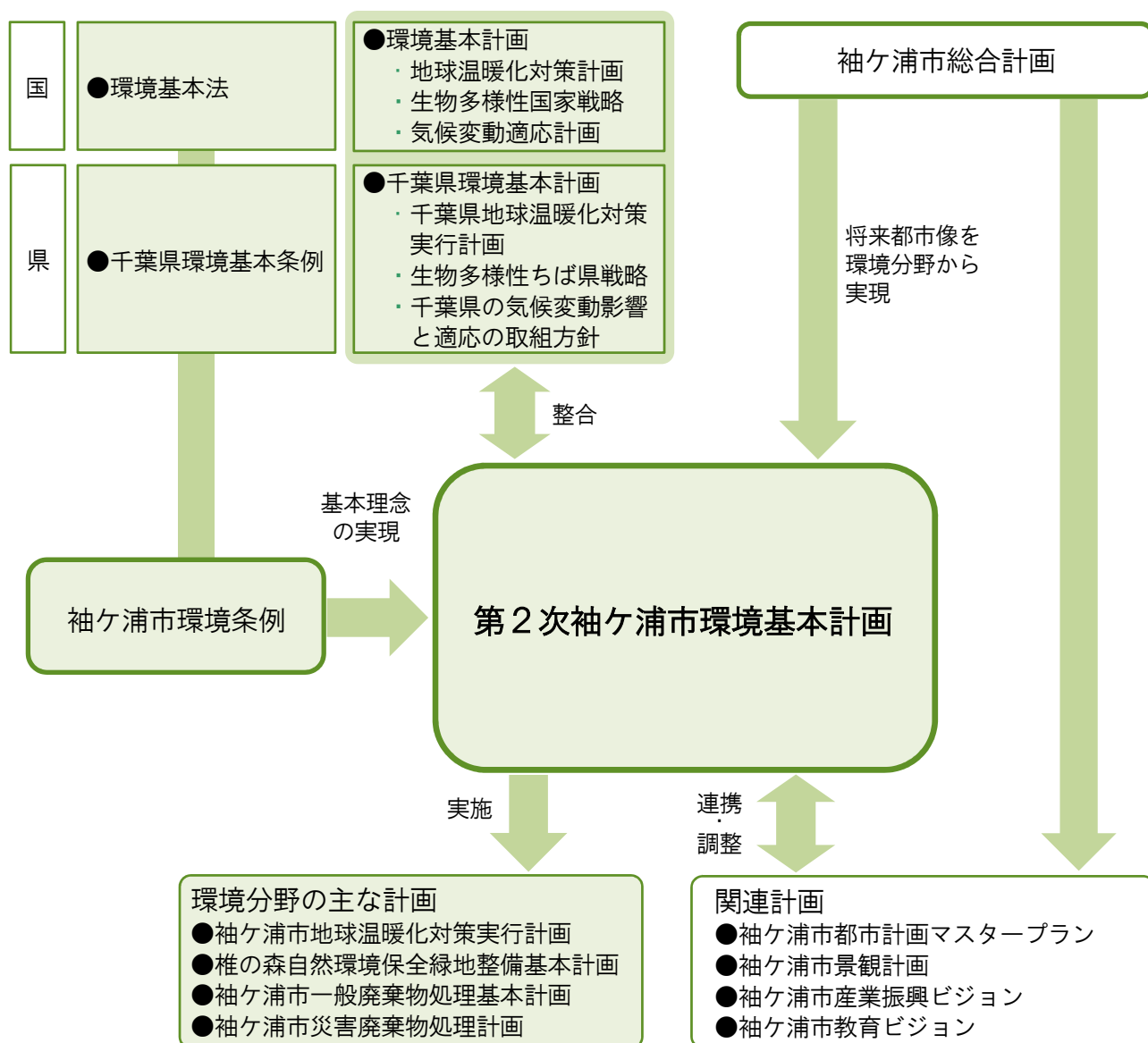


図 計画の位置付け

第3節 計画の対象範囲

本計画の対象地域は、市内全域とします。なお、今日の環境問題の中には廃棄物や放射能の問題、大気汚染や水質汚濁等の行政区域の枠を超えた広域的な対応を求められるものもあります。このような課題に対しては、本市の役割を明らかにし、国や千葉県、他自治体とも連携を図り、取組を進めていきます。

また、本計画の対象範囲は、自然環境、生活環境、地球環境、循環型社会の構築、環境意識と行動に区分し、更にその分野に含まれる環境の範囲とします。



出典：国土地理院ウェブサイト

図 計画の対象範囲

第4節 計画期間

計画の期間は、令和2年度（2020年）から令和13年度（2031年）までの12年間とします。ただし、環境問題や社会経済の変化、科学技術の進展等により、適宜見直しを行います。

年度 項目	令和 西暦	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
上位計画期間		袖ヶ浦市総合計画											
本計画期間		第2次袖ヶ浦市環境基本計画											
前計画期間 （参考）		袖ヶ浦市 環境基本計画(改訂版)											

図 計画期間

第5節 計画の構成

第1章 計画の基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨 第2節 計画の位置付け 第3節 計画の対象範囲
第4節 計画期間 第5節 計画の構成

第2章 環境問題等に対する動向

- 第1節 国際的な動向 第2節 国内の動向 第3節 袖ヶ浦市の動向

第3章 計画の目標

- 第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

- 第2節 基本目標

- ・ 豊かな自然と共生するまち ・ 快適で安全に生活できるまち
- ・ 地球環境を思いやるまち ・ 環境にやさしい循環型社会を形成するまち
- ・ 市民参加による環境保全活動を推進するまち

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

基本目標

1 豊かな自然と共生するまち

2 快適で安全に生活できるまち

3 地球環境を思いやるまち

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

基本施策

- (1) 水とみどりの保全 (4) 景観形成の推進
(2) 生物多様性の保全
(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

- (1) 大気環境の保全 (4) 有害化学物質・放射性物質への対策
(2) 水質・土壌・地盤環境の保全
(3) 騒音・振動・悪臭の防止

- (1) 再生可能エネルギー等の活用 (4) 気候変動による影響への適応策の推進
(2) 省エネルギーの推進
(3) 温室効果ガスの削減

- (1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化 (4) 建設発生土・再生土への対策
(2) 廃棄物等の適正処理の推進対策
(3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨て対策

- (1) 環境に関する情報発信 (4) 市民等による環境保全活動への支援
(2) 環境学習・環境教育の推進
(3) 協働による環境保全活動の推進

環境保全のための
分野横断的な施策

- (1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり
(2) 災害時等における環境問題への対応

第5章 計画の推進

- 第1節 計画推進の基本的な考え方 第2節 計画の推進体制
第3節 各主体に求められる役割

第2章 環境問題等に対する動向

第1節 国際的な動向

近年、地球環境問題や生物多様性の損失の問題等、全地球的な人間の生命をも脅かす問題が山積しています。このような地球規模にまで及ぶ環境問題に対して、全人類的な対応が必要であることが、国際的にも共有されています。

平成26年（2014年）にはIPCC（気候変動に関する政府間パネル）第5次評価報告書が公表され、温室効果ガス濃度の上昇により、地球の平均気温は、明治13年（1880年）から平成24年（2012年）までの約130年間で0.85℃上昇したと考えられること、今世紀末までの世界平均気温の変化は0.3℃から4.8℃までの範囲に、海面水位の上昇は0.26メートルから0.82メートルまでの範囲に入る可能性が高いと予測されていることなどが報告されています。

平成27年（2015年）には持続可能な開発目標（SDGs）が、国連総会で採択され、持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標で、17の目標とそれらに付随する169のターゲットで構成されており、環境・社会・経済の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。

また、平成9年（1997年）に採択された「京都議定書」に代わる新たな枠組みを構築するため、平成27年（2015年）にフランス・パリで行われた気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する令和2年（2020年）以降の新たな国際枠組みである「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、世界総排出量の55%以上を占める55か国以上の締約国が批准して、平成28年（2016年）に発効し、日本も同年11月に批准しています。このパリ協定の枠組みを受けて、中期目標として令和12年度（2030年度）の温室効果ガスの排出を平成25年度（2013年度）の水準から26%削減することが目標として定められました。

第2節 国内の動向

国では、こうした地球環境問題への対応を踏まえ、長期的かつ総合的な環境の保全に関する施策を推進するため、環境基本法を制定するとともに、平成6年（1994年）に同法の規定に基づく環境基本計画を策定しました。

環境基本計画は、その後見直しが行われ、平成24年（2012年）に策定された第四次環境基本計画では、平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災における教訓を踏まえ、環境行政の目標である「持続可能な社会」の姿を「低炭素」、「循環型」、「自然共生」の各分野で総合的に達成することに加え、その基盤となる「安全」の確保が明示されました。その後、平成30年（2018年）に策定された第五次環境基本計画では、これまでの「特定の環境分野に関する課題を直接的に解決するための分野別の

重点施策を設定する」という考え方から「特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決し得る分野横断的な重点施策を設定する」という考え方が明示されています。

千葉県においても、環境問題に適切に対応し、県の豊かで美しい自然環境を将来に引き継いでいくとともに、環境・経済・社会的課題の同時解決を目指していくため、5つの基本目標を掲げ、6つの政策分野と23の施策項目を設定する第三次千葉県環境基本計画が平成31年（2019年）3月に策定され、国と連動した取り組みの総合的かつ計画的な推進を図っています。

第3節 袖ヶ浦市の動向

本市では、昭和40年（1965年）代後半の高度経済成長期に入ると、臨海部が日本を代表する重化学コンビナートである京葉臨海工業地帯の一部となり、産業経済活動が飛躍的に発展しました。この過程で大気や水の汚染等による生活環境の悪化、宅地開発等による身近な自然の改変、貴重な動植物の消失等が問題となりました。

市では、工場との間で、公害防止のための協定締結や袖ヶ浦市環境条例、各種関係法令に基づき公害防止対策を進めるとともに、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例等を制定し、開発に伴う自然環境の悪化の防止に努めてきました。その結果、産業活動に伴う環境問題の解決や自然環境の保護について、一定の成果を収めてきました。

その一方で、人口の増加に伴い、市北西部を中心に都市化が進行し、生活スタイルの変化等が進んだ結果、近年の環境問題は、自動車の排ガス、生活排水による水質汚濁、廃棄物の排出量の増大、温室効果ガスの排出等、生活による環境への負荷が大きくなってきています。

大気環境では、自動車の利用や産業活動により発生する大気汚染物質や、それらが環境中で化学反応を起こすことにより発生する光化学スモッグといった課題もあります。

さらに、海岸の埋立てや開発行為による自然環境の変化、休耕田の荒廃や人と自然との関わりの変化による在来動植物の減少や、外来種をはじめとした有害鳥獣の増加等が、私たちの身近な環境問題となっています。廃棄物の不法投棄やポイ捨て、ごみ出しのマナーや自家焼却、近隣騒音や犬の糞の放置等、個人の良識に係る環境問題もあります。

これらのことを認識し、市民、事業者、市が、社会の在り方、自らのライフスタイルを見直し、目指す環境像の実現を目指して、良識ある行動をとっていくことが必要となります。

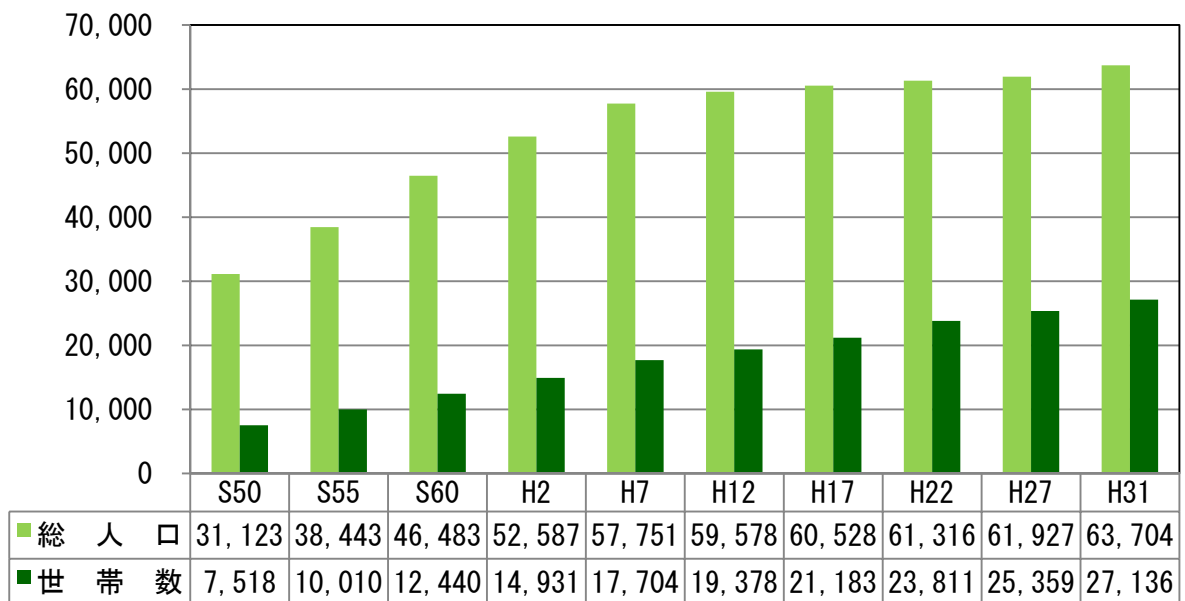
本市では、平成11年（1999年）に制定した袖ヶ浦市環境条例に基づいて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成15年（2003年）に袖ヶ浦市環境基本計画を策定しました。その後、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災に起因する放射性物質等の新たな環境問題への対策の必要性や、環境を取り巻く状況の変化に対応するため、中間見直しを実施し、平成25年（2013年）に袖ヶ浦市環境基本計画を改訂しました。

≪社会条件の変化≫

【人口】

本市は、千葉県の中西部、東京湾沿いのほぼ中央に位置しており、都心からは直線距離で約35キロメートル、時間距離にして袖ヶ浦駅から東京駅まで総武線快速で約80分、京葉線で最短約60分の位置にあります。平成9年（1997年）に開通した東京湾アクアラインを経由する高速バスでは、羽田空港まで最短で22分、品川駅まで約44分、横浜駅まで約39分で結ばれており、東京都や神奈川県へのアクセスの利便性の良さなどから、人口が増加しています。

(人・世帯)

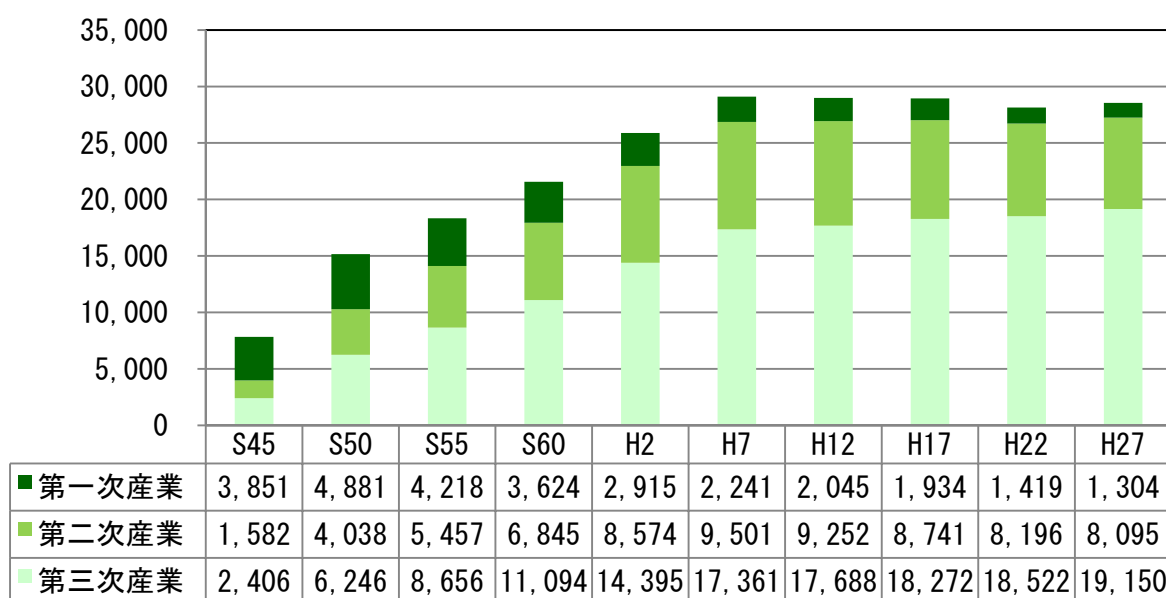


出典：袖ヶ浦市住民基本台帳

図 人口・世帯数の推移（各年4月1日現在：住民基本台帳人口）

【産業構造】

本市の産業は、かつて海苔養殖を主とした漁業と稲作を主とした農業が中心でしたが、昭和30年（1955年）代に始まった京葉臨海工業地帯の造成に伴う企業進出等により、就業人口の増加とともに産業構造の変化に伴って就業構造も大きく変化しました。また、市の北側は首都圏整備法による近郊整備地帯であり、東京湾アクアライン及び同連絡道を軸として、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道の整備により利便性が高まり、市街地の形成は海側から丘陵部へと拡大しつつあります。

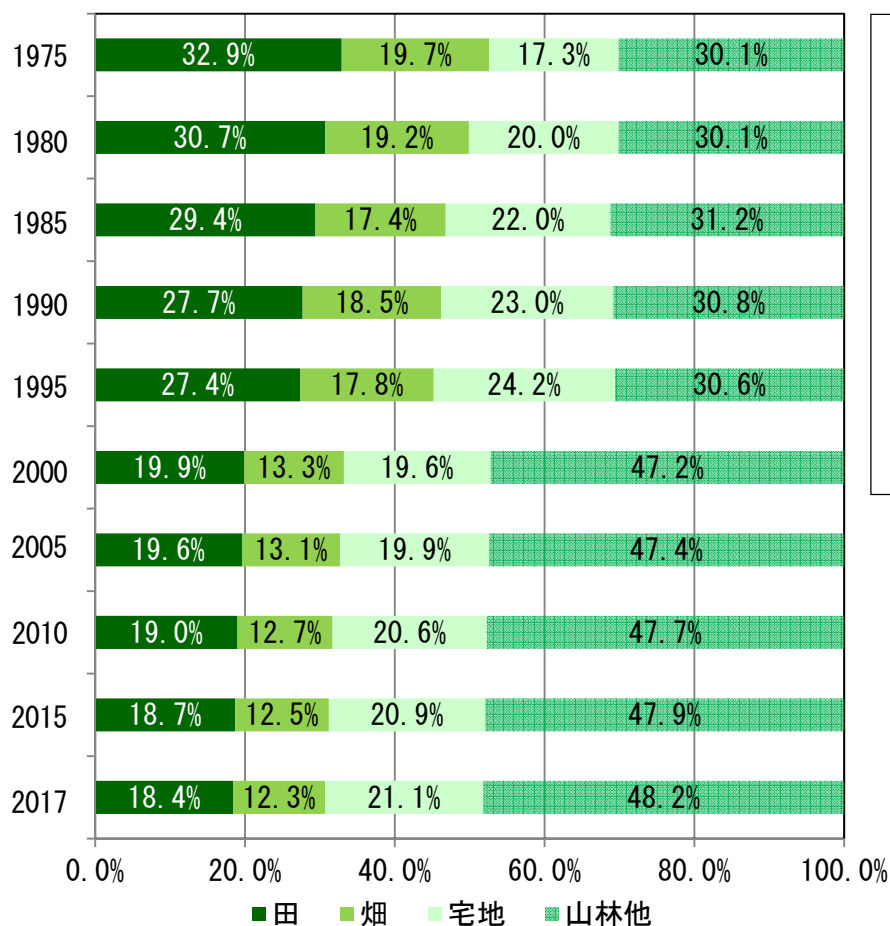


出典：国勢調査結果

図 産業別就業者数の推移（各年10月1日現在）

【土地利用】

本市の土地利用状況は、平成29年（2017年）時点で、田畑が30.7%、宅地が21.1%、山林他48.2%（内訳：池沼0.1%、山林15.4%、原野0.6%、雑種地9.7%、その他22.4%）となっています。



（注）統計項目等の変更があったため、平成7年度（1995年度）と平成12年度（2000年度）の間に統計値の大きな違いが見られます。具体的な理由は以下の通りです。

- ・平成10年度（1998年度）以降は、非課税地の地積を加えている。
- ・平成10年度（1998年度）以降は、「その他」という項目が追加されている。

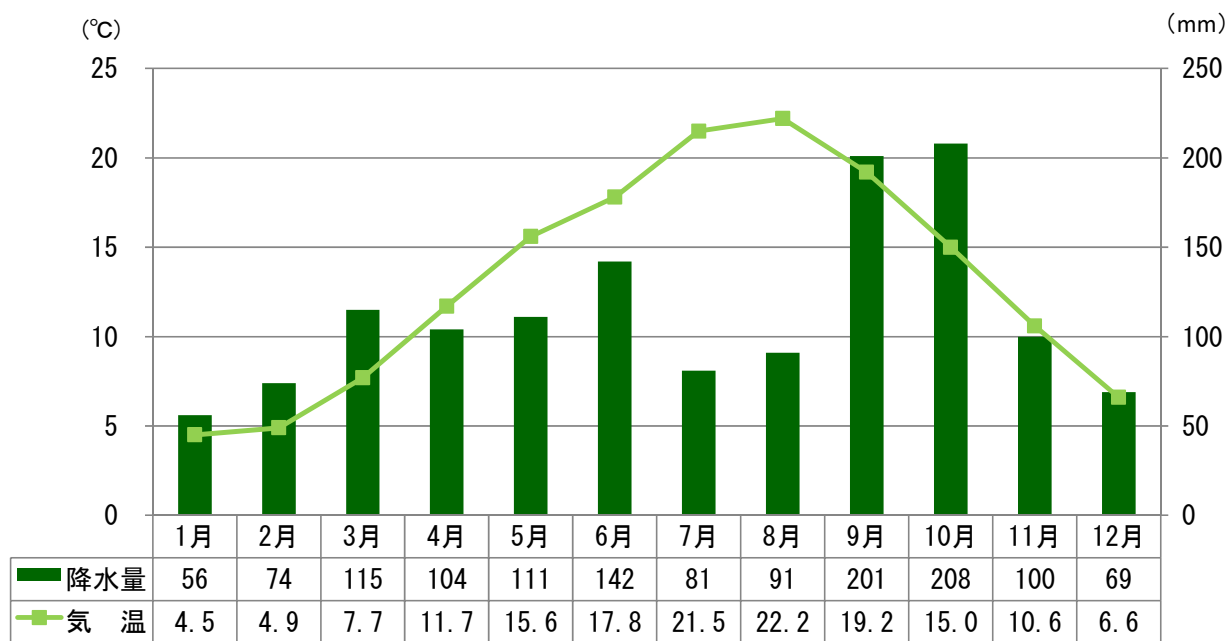
出典：千葉県統計年鑑

図 土地利用面積の推移

《気象条件の変化》

【気温・降水量】

本市は、東京湾岸に位置しているため、海流の影響を受け、温暖な気候を呈しています。最寄りの気象官署としては、気象庁アメダス木更津観測所があります。気象庁アメダス木更津観測所における10年間（平成21年（2009年）から平成30年（2018年）まで）の統計によれば、年間平均気温は15.7℃、年間平均降水量は、1,621ミリメートルとなっています。



出典：気象庁（アメダス 木更津観測所データ）

図 過去10年間の月別平均気温と月別平均降水量

《 前計画策定以降の社会の動向 》

年度	国際的な動向	国内の動向	千葉県の動向	袖ヶ浦市の動向
平成 16 年度 (2004 年度)	・ 京都議定書発効 (H17. 2)			
平成 17 年度 (2005 年度)	・ 気候変動枠組条約第 11 回締約国会議 (COP11) 開催 (H17. 11) ・ 生物多様性条約第 8 回締約国会議 (COP8) 開催 [2 年毎に開催] (H18. 3)	・ 京都議定書目標達成計画閣議決定 (H17. 4) ・ 環境省地方環境事務所の設置 (H17. 10)		
平成 18 年度 (2006 年度)	・ 気候変動枠組条約第 12 回締約国会議 (COP12) 開催 [毎年開催] (H18. 11)	・ 第三次環境基本計画閣議決定 (H18. 4) ・ 容器包装リサイクル法改正 (H18. 6)	・ 千葉県地球温暖化防止計画改定 (H18. 6) ・ 千葉県三番瀬再生計画 (基本計画) 策定 (H18. 12)	
平成 19 年度 (2007 年度)	・ 気候変動に関する政府間パネル IPCC 第四次評価報告書公表 (H19. 11) ・ 京都議定書第一回約束期間開始 (2008～2012 年) (H20. 1)	・ 21 世紀環境立国戦略閣議決定 (H19. 6) ・ 第三次生物多様性国家戦略閣議決定 (H19. 11) ・ 第二次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 (H20. 3) ・ 改正京都議定書目標計画閣議決定 (H20. 3) ・ 地球温暖化対策推進法改正 (H20. 3)	・ 千葉県環境学習基本方針策定 (H19. 9) ・ 第二次千葉県環境基本計画策定 (H20. 3) ・ 生物多様性ちば県戦略策定 (H20. 3)	・ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定 (H19. 6) ・ 第 2 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画策定 (H20. 1)
平成 20 年度 (2008 年度)	・ G8 北海道洞爺湖サミット開催 (H20. 7)	・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正 (H20. 5) ・ 生物多様性基本法公布 (H20. 6) ・ 低炭素社会づくり行動計画閣議決定 (H20. 7)		
平成 21 年度 (2009 年度)	・ アジア 3R 推進フォーラム設立 (H21. 11)	・ 地球温暖化対策推進法施行令の一部改正施行 (H21. 4) ・ 生物多様性国家戦略 2010 閣議決定 (H22. 3)		・ 袖ヶ浦市総合計画策定 (H22. 3) ・ 袖ヶ浦市景観まちづくり基本計画策定 (H22. 3)
平成 22 年度 (2010 年度)		・ 環境経済成長ビジョン公表 (H22. 4) ・ 新成長戦略閣議決定表 (H22. 6) ・ エネルギー基本計画改定 (H22. 6) ・ 生物多様性地域連携促進法制定 (H22. 12) ※東日本大震災・福島第一原発事故 (H23. 3)	・ 第 8 次千葉県廃棄物処理計画策定 (H23. 3)	・ 第二期袖ヶ浦市教育ビジョン策定 (H23. 3)
平成 23 年度 (2011 年度)		・ 環境影響評価法改正 (H23. 4) ・ 環境教育促進法公布 (H23. 6) ・ 電気事業者による再生エネルギー電気の調達に関する特別措置法公布 (H23. 8) ・ 放射性物質汚染対処特措法施行 (H23. 8)	・ 新エネルギー活用推進プロジェクトチーム設置 (H23. 7) ・ 千葉県地球温暖化防止計画の期間延長 (H24. 3)	

年度	国際的な動向	国内の動向	千葉県の動向	袖ヶ浦市の動向
平成 24 年度 (2012 年度)	・ 京都議定書第一回約束期間終了 (H24. 12) ・ ハノイ 3R 宣言採択 (H25. 3)	・ 第四次環境基本計画閣議決定 (H24. 4) ・ 再生可能エネルギーの全量買取制度開始 (H24. 7) ・ 生物多様性国家戦略 2012-2020 閣議決定 (H24. 9) ・ 地球温暖化対策のための税導入 (H24. 10) ・ 地球温暖化対策推進法改正閣議決定 (H25. 3)		・ 第 3 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画策定 (H25. 3)
平成 25 年度 (2013 年度)		・ 小型家電リサイクル法施行 (H25. 4) ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 (H25. 5) ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正公布 (H25. 5)		・ 袖ヶ浦市環境基本計画 (改訂版) 策定 (H25. 8) ・ 袖ヶ浦市景観計画策定 (H25. 12)
平成 26 年度 (2014 年度)	・ 気候変動に関する政府間パネル IPCC 第五次評価報告書公表 (H26. 10)	・ 第四次エネルギー基本計画策定閣議決定 (H26. 4) ・ 環境影響評価法施行令の一部を改正する政令公布 (H26. 10)	・ 千葉県環境基本計画〔改訂版〕策定 (H27. 3)	・ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定 (H27. 3) ・ 袖ヶ浦市森林整備計画策定 (H27. 3)
平成 27 年度 (2015 年度)	・ 国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」採択 (H27. 9) ・ パリ協定採択 (H27. 12)		・ 千葉県地方創生「総合戦略」策定 (H27. 12)	
平成 28 年度 (2016 年度)		・ 地球温暖化対策のための税導入最終税率へ引き上げ完了 (H28. 4)	・ 第 9 次千葉県廃棄物処理計画策定 (H28. 5) ・ 千葉県地域公害防止計画策定 (H29. 3) ・ 第 12 次千葉県鳥獣保護管理事業計画策定 (H29. 3) ・ 千葉県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画 (改訂) 策定 (H29. 3)	・ 袖ヶ浦市情報化推進計画策定 (H28. 12) ・ 第 4 次袖ヶ浦市地球温暖化対策実行計画策定 (H29. 3) ・ 袖ヶ浦市森林整備計画 (変更) 策定 (H29. 3)
平成 29 年度 (2017 年度)			・ 千葉県災害廃棄物処理計画策定 (H30. 3)	
平成 30 年度 (2018 年度)		・ 第五次環境基本計画閣議決定 (H30. 4) ・ 第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定 (H30. 6) ・ エネルギーの使用の合理化等に関する法律改正 (H30. 6) ・ 第五次エネルギー基本計画閣議決定 (H30. 7)	・ 第三次千葉県環境基本計画策定 (H31. 3)	・ 袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画策定 (H31. 3) ・ 袖ヶ浦市地域防災計画 (改訂) 策定 (H31. 3)
平成 31 年度 令和元年度 (2019 年度)	・ 温暖化対策サミット開催 (R1. 9)	・ 食品ロスの削減の推進に関する法律公布 (R1. 5)	・ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行 (R1. 7)	・ 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン施行 (H31. 4) ・ 袖ヶ浦市一般廃棄物処理基本計画策定 (R2. 3)

第3章 計画の目標

第1節 袖ヶ浦市が目指す環境像

令和2年に策定された袖ヶ浦市総合計画では、「環境保全」と「廃棄物・リサイクル」の2項目について、目指す姿を次のように定めています。

項 目	目指す姿
環境保全	豊かな自然環境が保全されるとともに、地球にやさしい持続可能な社会が作りだされています。
廃棄物・リサイクル	ごみの減量化・資源化の促進や不法投棄の減少により、環境にやさしい循環型社会が形成されています。

袖ヶ浦市総合計画が目指す姿を環境面から実現していくため、本計画の目指す環境像を次のように定めます。

本市は、約6万4千人の人口を有する県内有数の工業都市であり、千葉県の中西部に位置し、東京湾に面しています。市内には、四季折々の花が楽しめる袖ヶ浦公園、東京湾アクアラインが望める袖ヶ浦海浜公園があります。また、内陸部には、小櫃川、浮戸川沿いの平野に広がる稲作地帯、平野の北側には台地があり、畑と集落、屋敷林が織りなす景観が広がります。北東部から東部及び西南部には様々な森林があり、多くの自然が残されています。

このすばらしい環境を市民一人ひとりが大切にし、未来を担う子ども達に伝えていかなければなりません。そして自然と共生する快適な生活環境を守り、創出していく必要があります。

近年では、日常生活や事業活動により、様々な環境負荷が生じており、環境に関する取り組みの重要性はますます高まっています。さらに、環境を取り巻く課題は、様々な要素が幅広く複雑に絡み合っていることから、市民、事業者、市の各主体が環境への関わりを自覚して、協働により積極的に取り組んでいく必要があります。

本市の良好な環境づくりのために、市民、事業者、市が計画を推進していく姿勢を誰にでも分かりやすく表した目標を「目指す環境像」として掲げます。

みんなでつくる 豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち 袖ヶ浦

第2節 基本目標

「目指す環境像」を実現するため、次のとおり5つの基本目標を設定し、様々な環境施策を実施します。

1 自然環境

基本目標1 豊かな自然と共生するまち

本市では、海、山、川等の豊かな自然環境に囲まれ、そこには多種多様な生物が生息しており、これらは市民が共有する地域の財産として、次の世代に引き継いでいく必要があります。

豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、将来にわたって自然からの恵みを持続的に享受するためには、地域の特性に応じて、湖沼・沿岸域の水環境や、農地、森林、里山等の「水とみどりの保全」を図ることや、絶滅が危惧される希少な野生生物の保護等の「生物多様性の保全」に向けた活動を継続して実施していくことが重要です。

一方では、農作物や人の生活に悪影響をもたらす有害鳥獣や、生活への影響に加えて、生態系等への影響を及ぼす特定外来生物は、必要に応じて駆除を行うなどの「有害鳥獣・特定外来生物への対策」が必要であり、人と野生生物が適切に共存できる環境を目指します。

さらに、市内には、連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸の富士山を望む広大な眺望等があり、これらを景観資源と捉えた「景観形成の推進」を図ります。

2 生活環境

基本目標2 快適で安全に生活できるまち

市民一人ひとりが健康で快適な生活を送るためには、大気、水等を良好な状態に保つこと、また、身近な生活環境における不快な騒音、振動、悪臭等の影響に悩まされないようにしていく必要があります。

人の生活や産業活動によって生じる大気汚染や水質汚濁等は、人の健康や生態系に深刻な影響をもたらします。安全な生活環境を保全するため、「大気環境、河川及び海域等の水環境、地質環境」を適切に監視等するとともに、「騒音、振動、悪臭」の少ない快適な暮らしの確保を図ります。また、「有害化学物質や放射性物質」についての監視を行い、市民に情報提供を行うことにより、安心して暮らせるまちを目指します。

3 地球環境

基本目標 3 地球環境を思いやるまち

私たちの日々の生活や事業活動は、電気、ガス、ガソリンなどの多くのエネルギーを大量に消費することで成り立っており、そこから発生する二酸化炭素等が一つの要因となって、地球温暖化等の環境問題を引き起こしています。

持続可能な低炭素社会を実現するため、「再生可能エネルギー等の活用」や「省エネルギー」を推進することにより、「温室効果ガスの削減」等を図ります。

また、地球温暖化による気候変動に起因して、環境、経済、社会に影響が生じていることから、これらに対する「適応策」を推進します。

4 循環型社会の構築

基本目標 4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

大量生産、大量消費、大量廃棄というかつての社会経済システムは、天然資源の枯渇やエネルギーの大量消費等の多くの問題を引き起こしてきました。私たちは、廃棄物が燃料エネルギーとしての活用等の貴重な資源となる可能性を秘めていることを認識し、これらが適正に循環する社会構造へと転換させていくことが必要となります。

循環型社会の形成に向けた種々の取組を実効性のあるものとするために、3R活動等により、「廃棄物の減量化」に取り組むとともに、廃棄物処理施設の整備等により、「廃棄物等の適正処理」の推進を図ります。

また、廃棄物等の「不法投棄やポイ捨て」に対する監視等を行うとともに、「建設発生土や再生土」の適正な処理を推進します。

5 環境意識と行動

基本目標 5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

良好な環境を将来へ引き継いでいくためには、環境問題の本質を理解し、日常生活において環境に配慮した行動ができる人材の育成が重要です。

市では、「環境保全に関する情報」を継続的に発信し、「環境学習や環境教育」を推進することにより、環境意識の啓発を行い、市民が環境や環境問題に関心を持ち、知識を深め、環境の保全に配慮した望ましい判断力を身に付けることにより、環境への責任ある行動をとることができる人材が育成されるように取り組みます。

また、市内一斉清掃、臨海地区清掃等の市民や事業者との「協働による環境保全活動」を実施するとともに、市民や事業者による「環境保全活動」を支援します。

第4章 目標の実現に向けた施策の展開方向

第1節 施策展開の基本的な考え方

本章では、前章に掲げた「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「循環型社会の構築」、「環境意識と行動」の分野ごとの目標の実現に向けて、SDGsの目標も踏まえ、市民、事業者、市が協力して進めていく最も基本となる行動を示す基本施策を掲げ、それぞれの施策に沿って主な取組を示します。

また、本計画においては、特定の施策が複数の異なる課題を統合的に解決することができる環境保全のための分野横断的な施策を展開することとします。

【持続可能な開発目標（SDGs）について】

人間が原因で生じる様々な問題に国際社会が協力して取り組むため、2015年9月の国連総会で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。これは、全ての国がともに取り組むべき目標で、その中に「持続可能な開発目標（SDGs）」として2030年までの17の目標と169のターゲットが設定されています。SDGsの目標は、それぞれ関連しており、1つの課題解決の行動によって複数の課題解決を目指すことも可能であり、環境だけではなく、環境・経済・社会のつながりを考え、ともに解決していくことが大切になります。この環境・経済・社会の3つの側面について、バランスがとれ、統合された形で解決するという考え方は、環境基本計画等に示されたわが国の環境政策が目指すべき方向性と基本的に同様であるといえます。

SDGsの17の目標を見ると、「目標6（水）」、「目標7（エネルギー）」、「目標12（生産・消費）」、「目標13（気候変動）」、「目標14（海洋）」、「目標15（生態系・森林）」の目標は、特に環境との関わりが深くなっています。



SDGsの目標	
目標1	あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ
目標2	飢餓をゼロに
目標3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する
目標4	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
目標5	ジェンダー※ ¹ の平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント※ ² を図る
目標6	すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する
目標7	手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
目標8	すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用およびディーセント・ワーク※ ³ を推進する
目標9	レジリエント※ ⁴ なインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーション※ ⁵ の拡大を図る
目標10	国内および国家間の不平等を是正する
目標11	都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする
目標12	持続可能な消費と生産のパターンを確保する
目標13	気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る
目標14	海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標15	森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る
目標16	公正、平和かつ包摂的な社会を推進する
目標17	持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップ※ ⁶ を活性化する

出典：国際連合広報センターウェブサイト

図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標

- ※1 ジェンダー：社会的・文化的に形成された性別
- ※2 エンパワーメント：人びとに夢や希望を与え、勇気づけ、人が本来持っているすばらしい、生きる力を湧き出させること
- ※3 デーセント・ワーク：働きがいのある人間らしい仕事
- ※4 レジリエントなインフラ：強靱な社会資本（道路、港湾、空港、鉄道、電信電話等）
- ※5 イノベーション：技術革新（全く新しい製品やサービスを生み出すこと）
- ※6 グローバル・パートナーシップ：世界平和・環境問題等の世界的問題の解決のため提携すること

施 策

環境像

基本目標

基本施策

みんなでつくる

豊かな自然と快適な暮らしが調和したまち

袖ヶ浦

1 豊かな自然と共生するまち

(1) 水とみどりの保全

(2) 生物多様性の保全

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

(4) 景観形成の推進

2 快適で安全に生活できるまち

(1) 大気環境の保全

(2) 水質・土壌・地盤環境の保全

(3) 騒音・振動・悪臭の防止

(4) 有害化学物質・放射性物質への対策

3 地球環境を思いやるまち

(1) 再生可能エネルギー等の活用

(2) 省エネルギーの推進

(3) 温室効果ガスの削減

(4) 気候変動による影響への適応策の推進

4 環境にやさしい循環型社会を形成するまち

(1) 3R活動等による廃棄物の減量化・資源化

(2) 廃棄物等の適正処理の推進

(3) 廃棄物等の不法投棄・ポイ捨てへの対策

(4) 建設発生土・再生土への対策

5 市民参加による環境保全活動を推進するまち

(1) 環境に関する情報発信

(2) 環境学習・環境教育の推進

(3) 協働による環境保全活動の推進

(4) 市民等による環境保全活動への支援

環境保全のための分野横断的な施策

(1) 持続可能な社会を築くネットワークづくり

(2) 災害時等における環境問題への対応

体 系 図

主な取組	
	①水と緑の里整備 ②公共施設における緑地の適正管理 ③農業用ため池周辺の環境整備 ④農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等 ⑤保存樹木・樹林の保全 ⑥緑地保存協定の締結 ⑦緑の基本計画の策定
	①生物多様性に関する普及啓発 ②遊休・荒廃農地の調査活用 ③希少な野生生物の調査等 ④生物多様性地域戦略の策定
	①有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発 ②鳥獣被害防止計画の推進 ③有害鳥獣・特定外来生物の防除
	①都市公園の整備・維持管理 ②景観としての農業環境の保全 ③農村公園・フラワーラインの景観維持 ④景観計画の適切な運用 ⑤景観まちづくり活動の推進 ⑥県屋外広告物条例の適用
	①大気汚染物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②発生源施設への立入調査の実施 ③自家焼却・野焼きに対する指導 ④公害防止施設の設置指導 ⑤大気環境監視システム及び監視網の見直し
	①公共下水道・農業集落排水設備に係る普及率の向上 ②生活排水の負荷軽減に関する普及啓発 ③事業者への排水適正管理の指導 ④浄化槽の適正な維持管理の指導 ⑤地下水汚染・土壌汚染・地盤沈下対策の推進
	①道路における騒音・振動対策の推進 ②航空機騒音対策の推進 ③家畜糞尿処理対策の推進 ④工場等への監視等の継続
	①有害化学物質の監視の継続及び市民への情報提供 ②農薬等の適正使用の推進 ③事業所等における有害化学物質の管理の推進 ④放射性物質に関する市民への情報提供
	①住宅、事業所等への再生可能エネルギー等の導入促進 ②公共施設への再生可能エネルギーの導入 ③再生可能エネルギー等に関する普及啓発 ④事業用太陽光発電設備の適正な設置及び管理の指導
	①省エネルギー設備等の導入促進 ②省エネルギーに関する情報発信等 ③環境に配慮した製品に関する普及啓発 ④公共施設のLED化の推進
	①地球温暖化対策実行計画の推進 ②地球温暖化に関する情報発信等 ③緑のカーテンづくりの促進 ④公共交通の利用促進 ⑤低燃費車の導入推進 ⑥エコドライブの推進 ⑦安全で安心して利用できる道づくりの推進
	①気候変動の影響に関する情報の収集等 ②各分野における適応策の推進 ③気候変動適応計画の策定
	①3R活動、各種リサイクル法等に関する普及啓発 ②プラスチックごみの削減 ③食品ロスに関する普及啓発 ④バイオマスの利活用 ⑤生ごみ肥料化容器助成制度の実施
	①廃棄物等の適正処理に関する情報発信 ②農業用廃プラスチック処理対策の推進 ③廃棄物処理制度の見直しの検討 ④廃棄物処理施設の整備
	①廃棄物等の不法投棄やポイ捨て対策の推進 ②市職員全員による監視の実施 ③不法投棄監視員・土砂等対策指導員・環境美化推進員による監視等の実施 ④空き地等の雑草対策の推進
	①土砂等対策指導員による監視等の実施 ②土地所有者等への啓発 ③建設発生土・再生土の適正管理 ④関係機関との連携
	①市の環境の状況や各種施策に関する情報の公表 ②広報紙等を活用した環境問題に関する情報提供 ③環境に関する補助教材の提供
	①環境学習講座等の実施 ②子どもを対象とした環境学習等に関する情報提供等 ③公民館、図書館、郷土博物館等の社会教育施設を通じた環境教育活動の推進 ④学校における環境教育の推進 ⑤農業や里山の保全を取り入れた環境教育の実施
	①ボランティアとの協働による里山の保全 ②清掃活動の実施 ③花いっぱい運動の推進 ④資源回収制度の推進
	①環境保全に係る市民活動への支援 ②公園・緑地管理における自治会、ボランティア団体等の参加
	①活動したい人と活動とを結びつける情報ネットワークの活用 ②環境に関する多様な人材の把握
	①災害廃棄物処理計画の策定 ②災害廃棄物処理計画の適切な運用

第2節 各分野の施策

1 豊かな自然と共生するまち

関連する
SDGs目標



(1) 水とみどりの保全

現状と課題

本市の河川は清澄山系に源を発し、市を東西に流れ東京湾に注ぐ小櫃川とその支流である松川、槍水川、武田川のほか、市の中心域から東京湾に注ぐ浮戸川、蔵波川、久保田川等が流れています。また、市の北西部から東部にかけては平坦な丘陵地帯に開けた畑地、南西部から南部にかけては肥沃な水田地帯が広がっており、緑豊かな自然環境を有しています。

本市では、水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」などの整備や、農業用ため池周辺の環境整備を行っていますが、更に水とみどりにふれあえる環境づくりを進めています。

また、身近なみどりとして、公共施設の緑地を適正に管理し、優れた樹木や樹林を保存するための助成制度を実施しています。

今後は、農地や森林の有する自然環境の保全に係る機能を生かすため、より多くの市民に普及啓発を行う必要があります。

目指す姿

水とみどりを保全する各取組を展開することにより、市民が自然を身近に感じる環境や、自然とふれあえる場が提供されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
多面的機能支払事業活動面積	945ha 【平成30年度（2018年度）】	1,250ha 【令和13年度（2031年度）】	
地域の水がきれいだと感じる市民の割合	62.7% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査
地域にみどりが多いと感じる市民の割合	81.8% 【令和元年度（2019年度）】	現状を維持します 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 水と緑の里整備

水と緑の里である「椎の森自然環境保全緑地」や「蔵波小鳥の森」の整備や維持管理を、地域住民、ボランティアと継続して実施するとともに、袖ヶ浦市椎の森自然環境保全緑地整備基本計画に基づき、新たな散策コースの整備について検討を進めます。



写真 椎の森自然環境保全緑地

② 公共施設における緑地の適正管理

緑地は、二酸化炭素の吸収源であるとともに、ヒートアイランド現象の緩和にも有効であることから、公共施設において緑地等の管理を行います。

③ 農業用ため池周辺の環境整備

藤井堰野里堰農村公園、光福堰の草刈りや植栽管理等の施設管理を実施し、良好な水辺環境を維持します。

④ 農地農村の持つ多面的機能に関する普及啓発等

農地農村の有する水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を維持・発揮するための取組について、普及啓発を行うとともに、水路の草刈り等を支援します。

⑤ 保存樹木・樹林の保全

市内の優れた樹木・樹林については、その所有者に対して補助金を交付することにより、豊かなみどりを保全します。



写真 保存樹木

⑥ 緑地保存協定の締結

工場地帯等における事業所敷地内においても良好な自然環境を確保するため、袖ヶ浦市緑の保全及び推進に関する条例に基づき、一定規模以上の開発や事業所の建設時に緑地保存協定を締結します。



写真 緑地保存協定締結事業所
(幼保連携型認定こども園まりん)

⑦ 緑の基本計画の策定

緑地の保全や緑化の推進を図るため、袖ヶ浦市都市計画マスタープラン、袖ヶ浦市環境基本計画等の各種関連計画と連携を図った「緑の基本計画」を策定します。

（２）生物多様性の保全

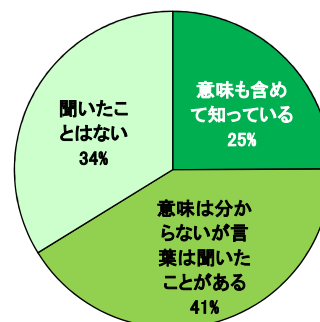
現状と課題

「千葉県レッドデータブック」によると、動物、植物ともに掲載された絶滅のおそれのある野生生物の種類は増加しており、野生生物の状況は厳しいものとなっています。

県では、生物多様性ちば県戦略を策定し、生物多様性の保全・再生やその持続的利用について、総合的かつ実践的な対策を推進しています。

市では、生物多様性に関して市民の認識度を調査したところ、その意味を含めて知っているとの回答が低い割合となっています。

生物多様性の推進を図るためには、生物多様性に関する普及啓発のみならず、多様な生物が生息できる場を整備するとともに、市内各地区の生物の生息状況を把握する必要があります。



出典：市民・事業者アンケート調査

図 生物多様性の認知度

目指す姿

市民一人ひとりが生物多様性の保全の重要性を認識し、本来あるべき多様な生物が生息、生育できる環境が保全されています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
生物多様性地域戦略の策定	—	計画期間中の策定を目指します	
生物多様性の意味を知っている市民の割合	25% 【平成30年度（2018年度）】	60% 【令和13年度（2031年度）】	袖ヶ浦市環境基本計画改定準備アンケート調査

※ 「生物多様性の意味を知っている市民の割合」の目標の値は、市民意識調査から算出します。

主な取組

① 生物多様性に関する普及啓発

市民や事業者が理解を深められるよう、生物多様性の保全の重要性等に関する情報の普及啓発を行います。

② 遊休・荒廃農地の調査活用

適切に管理された農地は多様な生物の生息地となることが期待されることから、遊休農地や荒廃農地の状況を調査し、これらの活用を検討します。



写真 遊休農地



写真 荒廃農地

③ 希少な野生生物の調査等

生物多様性の保全を図るため、袖ヶ浦市全域を対象とし、生息する動物種、植物種の確認及びその生息・生育状況を把握に努め、希少種等の保護を図ります。



写真 トウキョウサンショウウオ

④ 生物多様性地域戦略の策定

生物多様性基本法に基づき、市内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画である「生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全対策を推進します。

コラム① 生物多様性

○生物多様性とは

さまざまな生態系が存在することと、生物の種間及び種内にさまざまな違いが存在することです。さまざまな生態系を「生態系の多様性」、種間の違いを「種の多様性」、種内の違いを「遺伝子の多様性」と呼びます。

○生物多様性とダーウィンの進化論

かの有名なダーウィンは1859年に『種の起源』を発表し、地球上のすべての生きものは1種あるいは数種の生命体の子孫であると提唱しました。その理論が世に問われてから150年を経た現在、形質はどうやって次世代に受け継がれるか、そうした形質がどのように変化して進化していくのかといった重要な問題は、遺伝子やゲノム研究の著しい進歩によって解明されつつあります。

DNAの長い鎖の中に自然に生じた変化（突然変異）は世代をこえて受け継がれ、その変異はかなり規則的に生じることが明らかになっています。新しく有用な形質は、シンプルでランダムな突然変異によって生まれるといわれます。生物の多様性を生み出しているのは、分子レベルでの偶然の変化の積み重ねということです。

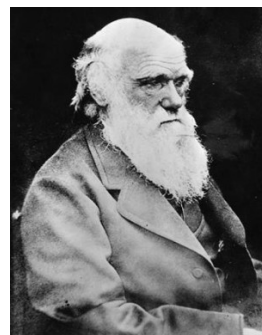


写真 チャールズ・ダーウィン

(3) 有害鳥獣・特定外来生物への対策

現状と課題

本市の農村部においては、イノシシをはじめとした有害鳥獣の生息数の増加に伴い、農作物等の被害が多く発生しており、捕獲頭数も増加傾向にあります。

これまでも「袖ヶ浦市鳥獣被害防止計画」により、有害鳥獣の駆除、防護柵の設置、捕獲従事者の確保等の必要な対策を講じているものの、有害鳥獣の捕獲頭数は年々増加しており、また、捕獲の担い手となる人材が高齢化により不足するため、新たな捕獲の担い手となる人材の確保・育成が必要となります。

また、農作物への被害だけでなく、人体や生態系にも深刻な影響を与える特定外来生物の進入や、生息地の拡大が問題となっており、特に、農作物や人の生活に被害を及ぼし、生態系にも影響を及ぼすアライグマについては、年々捕獲体制を強化することで、捕獲頭数が増加する成果を上げていますが、その繁殖力の強さが浮き彫りとなっています。

そのほかの特定外来生物についても、新たな侵入や、生息地の拡大が確認されており、市民一人ひとりが特定外来生物に対する知識を習得し、駆除することが必要です。

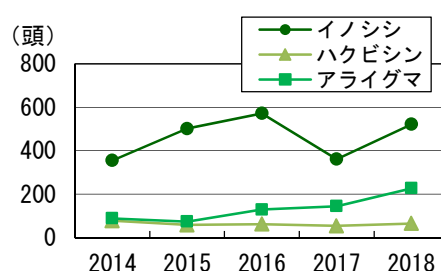


図 有害鳥獣・特定外来生物
駆除件数の推移

目指す姿

有害鳥獣については里山の適切な管理により、その個体数が管理され、特定外来生物については進入の防止や早期の駆除により、在来種の生息が脅かされることのない、人と野生生物が共存する環境がつくられています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
有害鳥獣の捕獲数	イノシシ 522頭 ハクビシン 64頭 【平成30年度（2018年度）】	被害状況を勘案しながら 捕獲を進めます 【令和13年度（2031年度）】	
特定外来生物の駆除数	アライグマ 197頭 【平成30年度（2018年度）】	根絶に向けて駆除します 【令和13年度（2031年度）】	

主な取組

① 有害鳥獣・特定外来生物に関する普及啓発

有害鳥獣の被害情報や防除方法等の必要な情報提供を行い、特定外来生物に関して、被害の未然防止や駆除方法等の誰もが適切な行動をとることができるよう普及啓発を行います。

② 鳥獣被害防止計画の推進

鳥獣による農作物等の被害を軽減するため、捕獲従事者の確保や育成に努めるとともに、補助事業を活用した防護柵や箱ワナの設置による防除を進め、効果的な捕獲を実施できる体制を整備します。また、自治会等を対象として有害鳥獣による被害防止対策について講習会を実施するなど、地域が一体となって防除を行う体制を整備します。

③ 有害鳥獣・特定外来生物の防除

イノシシやアライグマなどの農作物被害を及ぼす有害鳥獣については防除対策を推進し、特定外来生物であるアライグマについては千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、県からも箱ワナの貸与を受けて捕獲を行い、適正に処分し、積極的な駆除を行います。



写真 ハクビシン



写真 アライグマ（特定外来生物）



写真 カミツキガメ（特定外来生物）

コラム② 特定外来生物

・特定外来生物

外来生物法（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律2005年6月施行）によって、生態系、人の生命・身体、農林水産業に悪影響を与えるもの、与えるおそれのあるものとして指定された外来生物のことをいいます。飼育・栽培、保管、運搬、販売・譲渡、輸入、野外への放出などが禁止されており、生態系などに被害が起きている場合は、捕獲などの防除措置がとられます。2018年4月現在で148種の動植物が指定されています。外来種とは、もともとその地域にいなかったのに、人の活動によって他の地域から入ってきた生物のことをいいます。特に外来生物法では、人の移動や物流が盛んになり始めた明治時代以降に導入された海外から日本に持ち込まれた生物（国外由来の外来種）に焦点を絞ったあたりを中心に対応しています。

外来種と一括りに言っていますが、身近にはアメリカザリガニやシロツメクサも国外起源の生物であり、なじんでしまっているものも外来種にあたります。そのような日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、把握されているだけでも約2,000種にもなります。その多くはペットや展示用、食用、研究用などの目的で意図的に輸入されています。その一方、荷物や乗り物に紛れ込んだり、付着して持ち込まれたりしたものもあります。

特定外来種が勢力を拡大することは、日本由来の生態系を損ねてしまい在来種を絶滅に追いやる可能性がありますので、被害を予防するためにも外来種被害予防三原則を守りましょう。

- 1 入れない：悪影響を及ぼすおそれのある外来種を自然分布域から非分布域へ入れない。
- 2 捨てない：飼養・栽培している外来種を適切に管理し、捨てない。
- 3 拡げない：すでに野外にいる外来種を他の地域に拡げない。

（４）景観形成の推進

現状と課題

平成１６年（２００４年）に景観法が制定され、良好な景観の保全、自然、歴史、文化等の地域資源や地域特性に応じた景観の形成、市民が潤いや安らぎを感じるまちづくりが進められるようになりました。本市には、市内を連なる斜面林、広がりのある田園風景や里山、海と対岸と富士山を望む広大な眺望等の水と緑豊かな美しい景観があり、これらは地域の貴重な景観資源となっています。平成２５年（２０１３年）には、袖ヶ浦市景観条例の制定や袖ヶ浦市景観計画を策定し、景観行政を推進しています。

こうした本市の特徴のある景観は、里山の減少、耕作放棄地の増加等により徐々に失われつつあり、今後も継続的な景観づくりの推進が必要となっています。

また、都市の景観については、市民や来訪者にまちのイメージを与える重要な要素となるため、市民の憩いの場となる公園やまちの玄関口である鉄道駅周辺や幹線道路沿いの秩序や賑わいのあるまち並みを形成するため、積極的な景観づくりを進めることが求められています。

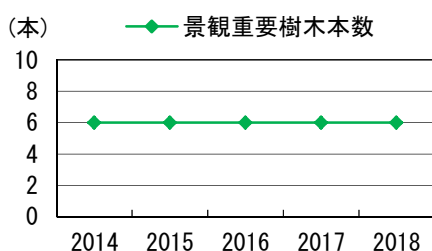


図 景観重要樹木本数の推移

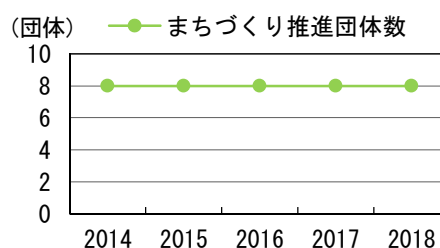


図 まちづくり推進団体数の推移

目指す姿

袖ヶ浦市景観計画に基づく良好な景観の形成に必要な対策を講ずることにより、魅力あふれる袖ヶ浦の景観が引き継がれています。

目標

項目名	現状（基準年度）	目標（目標年度）	備考
景観重要樹木等の指定	6本 【平成30年度（2018年度）】	10本 【令和13年度（2031年度）】	
景観まちづくり推進団体数	8団体 【平成30年度（2018年度）】	10団体 【令和13年度（2031年度）】	
市内の公園がきちんと管理されていると思う市民の割合	62.9% 【令和元年度（2019年度）】	70% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査
市内の良好なまち並みや景観が形成されていると思う市民の割合	54.8% 【令和元年度（2019年度）】	65% 【令和13年度（2031年度）】	市民意識調査

主な取組

① 都市公園の整備・維持管理

公園に植栽され、大きく成長した樹木については、間引き等による管理が必要であることから、袖ヶ浦駅前の近隣公園の整備や、指定管理者制度を活用した効果的かつ効率的な維持管理を実施します。



写真 都市公園（袖ヶ浦駅前）

② 景観としての農業環境の保全

農地農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域で行う水路の草刈りや泥上げ、農道の維持補修、花の植栽等により、景観の形成を図り、地域資源の適切な保全管理を推進します。

③ 農村公園・フラワーラインの景観維持

ひらおかの里農村公園は委託による施設管理を行い、良好な維持管理を図ります。また、フラワーラインについては地元区により沿線の草刈りや花の植栽を行うことにより、地域の環境美化と景観の向上を図ります。



写真 花の植栽（フラワーライン）

④ 景観計画の適切な運用

地域の環境づくりにおいて、周辺の景観との調和や地域特性を生かした良好な景観形成に資するよう、景観条例に基づく届出制度等を通じて誘導します。また、樹木等の地域のシンボルを維持、保全及び継承していきます。

⑤ 景観まちづくり活動の推進

景観まちづくり推進団体の認定を行い、推進団体の活動を周知することにより、市民の景観まちづくりに対する意識向上を図ります。また、地域の景観形成に貢献している市民、NPO、事業者等の取り組みや、景観に寄与した建築物等を募集し、模範とすべき取組等を表彰します。



写真 景観まちづくり賞
（平成30年度最優秀賞）

⑥ 県屋外広告物条例の適用

千葉県屋外広告物条例を適切に運用することで、良好な景観を形成し、美観風致を維持していきます。また、違法広告物の除去を行うボランティアを「違反広告物除却活動推進団体」として認定し、協働でまちの美観と安全を保ちます。